許認可等の確認を必要とする業種

事業を営むために許認可等を必要とする業種にあっては、許認可を取得していることが必要となり、**当該許認可証等の写をご提出いただきます。**許認可等の確認を必要とする業種は、後記一覧表の通りとなっています。

【許認可等にかかる留意事項】

- 1. 開業資金、出店資金などで許認可取得が融資後となる場合は、取得次第、ご提出いただきます。
- 2. 許認可等を必要とする複数の事業を兼業している場合で、資金使途が特定の事業に限定されない場合は、主たる事業 (原則として、売上高等が概ね60%以上の事業)の許認可証等の写しをご提出いただきます。
- 3. 許認可等を必要とする事業と必要としない事業を兼業している場合で、資金使途が特定の事業に限定されていない場合は、許認可等を必要とする事業の売上高等が、原則として概ね30%以上であれば、その許認可証等の写しをご提出下さい。
- 4. 許認可証等を必要とする同一事業を多店舗展開している場合は、主たる店舗(1店舗)にかかる許認可証等の写をご提出下さい。
- 5. 資金使途が許認可等を必要とする特定の事業(店舗)に限定されている場合、その事業(店舗)にかかる許認可証等の写をご提出下さい。
- 6. 建設業の許可について

次に該当する工事のみを請け負うことを事業とする場合、許可は必要ありません。

- (1)建築一式工事にあっては、工事1件の請負金額が1,500万円に満たない工事、または、延べ床面積が150㎡に満たない 木造住宅工事。
- (2)建築一式工事以外の建設工事にあっては、工事1件の請負金額が500万円に満たない工事。なお、電気工事業の場合、工事1件の請負金額が500万円に満たない工事のみを請け負う場合であっても、**電気工事業の登録は必要**となります。7. ご利用いただく方(申込人)と許認可等の名義人が異なる場合

申込人が個人事業者であって、許認可等の名義人が異なる場合の取扱は次の通りです。

- (1)申込人が個人事業者であって、許認可等の名義人が異なる場合は、申込人名義で許認可等を取り直す必要があります。ただし、次のような場合は許認可等の名義人が異なっていても差し支えありません。
- ①生活衛生関係の事業(食料品製造業、食料品販売業、飲食店·喫茶店営業、興業場営業、旅館業および浴場業に限る)並びに酒類販売業および酒類製造業であって許認可等の名義人が申込人と親子、夫婦、兄弟等、三親等内の親族で②上記①以外の事業であっても、許認可等の名義人が申込人と親子、夫婦、兄弟等、三親等内の親族であり、かつ、当該許認可等の名義人を連帯保証人とする場合。
- (2)法人成り企業において、許認可等の名義人が個人名義のままである場合は、法人名義で許認可等を取り直す必要があります。ただし、上記①記載の事業である場合は、許認可等の名義が法人成り前の経営者個人(三親等内の親族含む。)のままであっても差し支えありません。
- (3)第三者が許認可等を受けていることにより、改めて許認可を取得しなくても差し支えない場合(例えば、百貨店・スーパー等に出店していて、賃貸人があらかじめ許認可を取得している場合など)は、**当該第三者名義の許認可等の確認が必要となります。**

業種		許可等	根拠法	有効期間	処分権者
建設業	建設業	許可	建設業法(第3条)	5年	国土交通大臣(地方整備 局長)又は県知事【注1】
	電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律(第3条)	5年	国土交通大臣(地方整備 局長)又は県知事【注1】
鉱業	採石業	登録	採石法(第32条)	_	県知事
	砂利採取業	登録	砂利採取法(第3条)	-	県知事【注2】
製造業	食料品製造業	許可	食品衛生法(第52条)	5年を下らな い期間	県知事又は市長【注3】
	酒類製造業	免許	酒税法(第7条)	_	税務署長
	酒母・もろみ製造業	免許	酒税法(第8条)	_	税務署長
	第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法(第5条)	_	県知事
	医薬品·医薬部外品·化粧品· 医療機器製造販売業	許可	薬事法(第13条)	5年又は6年 【注4】	厚生労働大臣または県知 事 【注5】
	揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する 法律(第12条の2)	_	経済産業大臣 (経済産業局長)
	軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する 法律(第12条の9)	-	経済産業大臣 (経済産業局長)
運輸業	一般旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(第4条)		国土交通大臣 (地方運輸局長)
	特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(第43条)	-	国土交通大臣 (地方運輸局長)

業種		許可等	根拠法	有効期間	処分権者
運輸業	一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法 (第3条)	_	国土交通大臣 (地方運輸局長)
	特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法 (第35条)	-	国土交通大臣 (地方運輸局長)
卸売・ 小売業	食料品販売業	許可	食品衛生法(第52条)	5年を下らな い期間	県知事又は市長【注3】
	酒類販売業	免許	酒税法(第9条)	_	税務署長
	医薬品·医薬部外品·化粧品· 医療機器製造販売業	許可	薬事法(第12条)	5年又は6年 【注4】	厚生労働大臣または県知 事
	医薬品販売業	許可	薬事法(第24条)	6年	県知事又は市長【注6】
	薬局	許可	薬事法(第4条)	6年	県知事
	高度管理医療機器·特定保守 管理医療機器販売業	許可	薬事法(第39条)	6年	県知事
	液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(第3条)	-	経済産業大臣(経済産業 局長)又は県知事【注1】
	揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する 法律(第12条の2)	-	経済産業大臣 (経済産業局長)
	家畜商	免許	家畜商法(第3条)	_	県知事
	古物営業	許可	古物営業法(第3条)	_	県公安委員会
不動産業	宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法(第3条)	5年	国土交通大臣(地方整備 局長)又は県知事【注1】
医療·福祉	病院·診療所·助産所	許可	医療法(第7条)	_	県知事又は市長【注7】
飲食店· 宿泊業	飲食店·喫茶店	許可	食品衛生法(第52条)	5年を下らな い期間	県知事又は市長【注3】
	旅館業	許可	旅館業法(第3条)	_	県知事又は市長 【注3】
サービス業	建築士事務所	登録	建築士法(第23条)	5年	県知事
	測量業	登録	測量法(第55条)	5年	国土交通大臣(地方整備 局長)又は県知事地方整 備局長)
	浴場業	許可	公衆浴場法(第2条)	_	県知事又は市長 【注3】
	興行場	許可	興行場法(第2条)	_	県知事又は市長 【注3】
	一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第7条)	2年	市町村長
	産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法 律(第14条)	5年	県知事又は市長【注3】
	特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法 律(第14条の4)	5年	県知事又は市長【注3】
	净化槽清掃業 	許可	净化槽法(第35条) 	期限を付すこ とが出来る (概ね2年)	市町村長
	自動車分解整備事業	認証	道路運送車両法(第78条)	_	地方運輸局長
	医療機器修理業	許可	薬事法(第40条の2)	5年	厚生労働大臣または県知 事【注5】
	高度管理医療機器·特定保守 管理医療機器賃貸業	許可	薬事法(第39条)	6年	県知事
	優良職業紹介事業	許可	職業安定法(第30条)	3年 (更新時5年)	厚生労働大臣
	一般労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確 保及び派遣労働者の就業条件整備 等に関する法律(第5条)	3年 (更新時5年)	厚生労働大臣

- 【注1】 二以上の都道府県の区域内に営業所を設ける場合は大臣(一局の管轄区域内は局長)、県内のみは県知事。
- 【注2】 開発許可証ではなく、砂利採取法第3条に基づく事業者登録証が必要。
- 【注3】秋田市は市長、その他の市町村は県知事。
- 【注4】薬局製造販売医薬品の製造及び製造販売は6年、その他は5年。
- 【注5】薬局製造販売医薬品の製造及び製造販売、ならびに人に使用する医薬品等の製造、製造販売および修理等は県知事、その他は厚生労働大臣。
- 【注6】 店舗販売業について秋田市は市長、その他の市町村は県知事。
- 【注7】病院は県知事。診療所および助産所については、秋田市は市長、その他は県知事。ただし、臨床研修等終了医師または臨床研修等終了歯科医師が診療所を開設する場合、および助産師が助産所を開設する場合は許可不要(届出)。